

住民説明会（金城館）

日 時 8月19日（木） 15:00～16:40

場 所 金城館

参加者 110名ほど

熱海市長

復旧計画については、進めているところなのでご協力いただきたい。

盛土の問題も県による専門家の検証が行われており原因究明を行っている。行政手続きについてもしかるべき時期に公表する予定でいる。

引っ越しするのにも時間が掛かるので、それまでは市が責任を持つ。

副市長より資料の概要の説明

- ・災害対策基本法第63条に基づく警戒区域を設定について説明

Q:市役所の「相談窓口」を週に何回かはホテルで出来ないか。

A:金城館で出張窓口が出来ないか前向きに検討する。

Q:住民票が東京にある場合、被災者債権制度にある住民票の提出はどうするか？

A:個別で対応する。

Q:7月末に既に生活必需品の支援を申し込んだがまだ返答がない。

A:とりまとめに時間を要している。8/13にそれぞれの申し込みについて迅速に対応いただけるようお願いしている。遅くなり大変申し訳ない。

Q:家が流されて無くなった人と家が残っており被害は小さいが長期避難世帯になる人が同じ支援というのは納得いかない。

A:長期避難世帯は「帰れない」ということで全壊と同じと考えている。法の性格上そのようになっているのでという回答になる。

Q:支援品の冷蔵庫(148L)は小さいのではないか。

A:当初は83Lのみとなっていたが、このサイズを追加していただいた。

Q:公的支援と民間支援の物資を一括で届けてもらえないか？

A:別々の支援機関からの提供なのでそこは確約できない。

Q:金城館は8月末が避難所としての期限なのか。その後、新しい住居に移動してこのような説明会などの連絡はどうなるのか。

A:全ての方が新居に移るまで必ず市は支援する。説明会など情報提供は新しい住居でも行っていく。

Q:生活再建支援制度（長期避難世帯）の適用は警戒区域の中だけか。区域外でも帰れない場合は対象になるのか。

A:県からは警戒区域内の世帯と長期避難世帯は必ずしも一致しないと言われている。

Q:家屋の解体について、自分の家は中半壊で、警戒区域に指定されている。解体を迷っているが、申請期限が12月末では短い。

A:状況を見て延長も考えている。

Q:砂防ダム完成までに2年以上係るということだが、3年掛かってしまった場合は2年後の家賃は自分で払う必要がある。

A:その時の状況に合わせて検討していく。

Q:生活必需品の支援について高齢単身だが大きい冷蔵庫が欲しい。

A:そのようなご意見があることを踏まえ検討させてもらいたい。

Q:既に申し込んでいる生活必需品は変えられるのか？

A:今お受けしている申請は変更できない。

Q:警戒区域の中にある家について、立ち入りが出来ないので火災保険の算定が出来ずに困っている人がいる。なんとかならないか。

A:一時立ち入りを希望している方が多いのは承知している。危険だから立ち入り禁止になっているが、今は早急にルールを作る。

Q:16日に決定した時点でルールを作るべきではなかったのか。

A:遅くなり申し訳ない。

Q:警戒区域内だが少し壊れている程度で住めるレベルの家。今、泥まみれなので、カビてしまえば住めない。ホースで泥を落とすとかの手当が必要。中に入り作業を行いたい。

A:一時立ち入りのルール化を迅速に行います。災害ボランティアなども入れるような形で立ち入り出来るように考えていきたい。

Q:自分は警戒区域内にアパートと駐車場を持っている。家賃収入等がなくなる。この場合はどうするのか？

A:持ち帰らせていただき確認する。

Q:生活再建にはお金が必要。義援金はいつ配分されるのか。

A:県及び市がそれぞれ配布に関して委員会を設置している。県の委員会が8月末から9月第1週に開かれ配分の方針を決める。市はそれを参考に迅速に行っていきたい。

Q:大きな金額ではなくても5万円でも大金。それくらいはやってもらいたい。

A:義援金と今のお話は別。別の形で支援出来ないか検討していきたい。

Q:8月31日までに市長と副市長が来て2回はこういう場を設けて欲しい。別にそちらからの何かはいらない。我々の意見を聞く場として開催して欲しい。

A:副市長が日程を調整する。